

「火災保険・地震保険に関すること」への質疑応答

ご質問の内容

- ・ 昭和 56 年以前の建物でも地震保険に加入することは可か？
- ・ 耐震等級(1.25, 1.5)では加入金額は違いますか。

回答

- ・ いわゆる旧耐震基準(昭和 56 年 5 月までに着工)の建物についても、地震保険を付帯することは可能です。ただし、新耐震基準の建物に比べ、保険料は割高となります。なお、旧耐震基準の建物であっても、耐震診断または耐震改修により新耐震基準の建物と同等の耐震性が確保されていれば、保険料は割引となります。
- ・ 対象建物が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(品確法)に基づく耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)を有している場合、等級に応じて保険料割引率 10%～50% が適用されるため、保険料額が異なることとなります。
(割引率/耐震等級 3：50%、耐震等級 2：30%、耐震等級 1：10%)

※日本損害保険協会の地震保険のホームページでは、上記のご質問に関することのほか、地震保険に関するさまざまな情報が提供されていますので、ご覧ください。

<http://www.jishin-hoken.jp/index.html>